

府子本第 896 号  
令和 4 年 10 月 20 日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成 28 年 7 月 20 日付けで「平成 28 年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第 474 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 4 年 10 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行						
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)						
別紙					別紙						
1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合	1事業	2区分	3基準額		4対象経費	5負担割合
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	(略)		(略)	国 1/3	放課後児童健全育成事業(その他分)	(略)	(略)		(略)	国 1/3
	放課後児童健全育成事業(一般分)	(略)		(略)	〔都道府県 1/3〕		放課後児童健全育成事業(その他分)	(略)	(略)		(略)
	放課後児童健全育成事業(その他分)	<b>1</b> 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 (略) (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 (略) (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 (略)		(略)		放課後児童健全育成事業(その他分)	<b>1</b> 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 (略) (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 (略) (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 (略)	(略)		(略)	
		※ (略)						※ (略)			
		※ (略)						※ (略)			

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p><u>2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</u></p> <p><u>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</u></p> <p><u>11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数</u></p> <p><u>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。令和4年10月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</u></p>	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(新規)	(新規)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業(1支援の単位当たり日額) 11,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 21,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、平日において午前中から開所するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別支援事業(1支援の単位当たり日額) 36,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別人材確保支援事業(1支援の単位当たり日額) 26,000円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
・サポ ート・セ ンター事 業)	・サポ ート・セ ンター事 業)(特 例措置 分)	<p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 (1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年11月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円</p> <p>※ 令和4年4月1日から11月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助</p>		
		<p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円</p> <p>※ 令和4年4月1日から11月末までの間、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助</p> <p>※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
・サポ ート・セ ンター事 業)	・サポ ート・セ ンター事 業)(特 例措置 分)	<p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、支援の単位を新たに設けて運営するための人材確保等に要する経費を補助</p> <p>※ 当該事業を活用して支援の単位を分ける場合、既存の支援の単位における児童の数が減少しても、放課後児童健全育成事業(特定分)の基準額を児童数に応じて減額しないこととする。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業 (1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、平日において午前中から障害児を受け入れる場合に、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 6,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、平日において午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に、(5)に加えて、必要な専門的知識等を有する者を配置するための経費を補助</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時医療的ケア児受入強化推進事業(1支援の単位当たり日額) 12,000円</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)から令和4年9月末までの間、平日において午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に、必要な看護師等を配置するための経費を補助</p> <p>(8) 新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業(1人当たり日額) 500円</p> <p>※ 令和4年4月1日から9月末までの間、市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助</p>		
		<p>2 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算(1人当たり日額) 6,400円</p> <p>※ 令和4年4月1日から9月末までの間、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助</p> <p>※ 1時間当たり利用料は800円を上限</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)		
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分) (略)		
		4 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和3年度補正予算分) (略)		

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

改正後

別表1

(略)

現行

別表1

(略)

改正後

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

現行

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

別表2

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名 \_\_\_\_\_

種類	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
4. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

〔記入上の注意〕

- ②③欄には、各1～4の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3の①の欄には「(3)地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。
- 4の①の欄には「(4)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

〔記入上の注意〕

- ②欄は、支援を行った施設の施設の種類について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

現行

改正後

(略)

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、以下から該当するものを記入すること。  
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、  
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、  
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、  
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)  
また、月途中開始の場合は、1月末締の部分については切り捨てて記入すること。

現行

改正後

(略)

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名	対象幼児数 (単位:人・月)	集団活動運営者名(法人類型含む)	集団活動実施場所の市町村名	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
	計					

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

改正後

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名	対象幼児数 (単位:人・月)	事業単価額	集団活動運営者名(法人類型含む)	集団活動実施場所の市町村名	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
5							
	計						

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

(4) 多子世帯保育料負担軽減支援  
Iタイプ一類型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

現行

(記入上の注意)

1. ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア 教育標準時間認定
  - イ 教育短時間認定 (満3歳以上)
  - ウ 保育短時間認定 (満3歳未満)
  - エ 保育標準時間認定 (満3歳以上)
  - オ 保育標準時間認定 (満3歳未満)
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア 市町村長税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)
  - イ 市町村長税所得割課税世帯 (所得割課税額 48,600円未満)
  - ウ 市町村長税所得割課税世帯 (所得割課税額 77,101円未満)
3. ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア 平成28年度
  - イ 平成29年度
  - ウ 平成30年度
  - エ 令和元年度 (①欄がア、イ、エの場合のみ)
  - オ 令和2年度 (①欄がウ、オの場合のみ)
  - カ 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)
  - キ 令和3年度下半期 (①欄がウ、オの場合のみ)
4. ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12月にかけて給付した場合は60と記入。

改正後

(略)

1-1-1 一般型  
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

現行

- (記入上の注意)
- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
    - ア 教育標準時間認定 (満3歳未満)
    - イ 保育短時間認定 (満3歳未満)
    - ウ 保育短時間認定 (満3歳未満)
    - エ 保育標準時間認定 (満3歳未満)
    - オ 保育標準時間認定 (満3歳未満)
  - ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
    - ア 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
    - イ 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
  - ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
    - ア 平成28年度
    - イ 平成29年度
    - ウ 平成30年度
    - エ 令和元年度上半期 (①欄がア、イ、エの場合のみ)
    - オ 令和元年度 (①欄がウ、オの場合のみ)
    - カ 令和2年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)
    - キ 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)
  - ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12カ月にわたって給付した場合1は60と記入。

改正後

(略)

改正後

(略)

現行

II 特別型

精算提示額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③

(記入上の注意)

1. ①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
2. ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進 事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

改正後

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進 事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の 支出予定額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額3,000円 相当員数改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 327">別表2 5. 放課後児童健全育成事業(1)放課後児童健全育成事業(ア)開所日数250日以上～(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <div data-bbox="459 395 757 560" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="539 443 667 512">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 327">別表2 5. 放課後児童健全育成事業(1)放課後児童健全育成事業(ア)開所日数250日以上～(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <div data-bbox="1473 395 1771 560" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1554 443 1682 512">(略)</p></div>

現行

新規

別表2

Ⅲ その他

(11) 既設後継事業支援員等改選改選事業（月給9,000円相当賃金改選）

	地役数		支援の単位数	
	申請地役数 ①	管内の地役数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公家	か所	か所	か所	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
会社	0	0	0	0

Ⅰ. の注(1)は、子ども、子育て支援交付金の交付対象となる地役数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

市町村長

改正後

事業所名(ウラズ名)	役員・運営主体	資金改選対象者数			事業実施月数 ⑩	改正後事業支援員等 改選改選特別事業 支援の有無 ⑪	児童経済的 支出支援額 ⑫	国庫補助 事業額 ⑬
		常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	社 ⑨ (⑦+⑧)				
5		人	人	人	月		円	円
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
会社	か所							

Ⅰ. の注(1)は、

① 申請は、支援の単位ごとに作成することとし、②のウラズに複数の支援の単位がある場合は「○○ウラズ1」「○○ウラズ2」と区分して記入すること。

③、④の項には、常勤職員後の非常勤職員の資金改選対象者を記入すること。

⑤、⑥の項には、既設後継事業支援員等改選改選事業（月給9,000円相当賃金改選）を実施する実施月数（令和4年10月以降分）を記入すること。

⑦、⑧の項には、児童経済的支出支援額特別交付金において改正後事業支援員等改選改選特別事業（令和4年2月～9月実施分）を実施し、交付を受けている場合「0」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 354">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="456 427 752 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="542 475 667 545">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 354">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1473 427 1769 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1559 475 1684 545">(略)</p></div>

改正後

別表1

(略)

現行

別表1

(略)

改正後

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

現行

別表2

1. 利用者支援事業 ～ 3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

別表2

4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村名 \_\_\_\_\_

種類	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
4. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1) 新規参入施設等への巡回支援」「(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③の①欄には、「(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10ヵ月分支給した場合には350と記入すること。
- ④の①の欄には「(4) 多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10ヵ月分支給した場合には350と記入すること。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の種類について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

現行

改正後

(略)

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、以下から該当するものを記入すること。  
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、  
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、  
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、  
キ. 保育所型、ク. 地方数量型
- ③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例: 4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)  
また、月途中開始の場合は、1月末迄の部分については切り捨てて記入すること。

現行

改正後

(略)

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No	集団活動事業名	対象幼児数 (単位:人・月)	集団活動運営者名(法人類型含む)	集団活動実施場所の市町村名	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。

2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

改正後

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No	集団活動事業名	対象幼児数 (単位:人・月)	事業担 価額	集団活動運営者名(法人類型含む)	集団活動実施場所の市町村名	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。

2. ②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

(4) 多子世帯保育料負担軽減支援  
I-ア 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 教育標準時間認定  
イ 保育短時間認定(満3歳以上)  
ウ 保育短時間認定(満3歳未満)  
エ 保育標準時間認定(満3歳未満)  
オ 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)  
イ 市町村民税所得割課税額 48,600円未満  
ウ 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 平成28年度  
イ 平成29年度  
ウ 平成30年度  
エ 令和元年度(①欄がア、イ、エの場合のみ)  
オ 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)  
カ 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)  
キ 令和3年度下半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

現行

改正後

(略)

1-1-1 一般型  
(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分	所得階層区分	対象年度	対象児童数 (単位:人・月)	対象経費の実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- 1 ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 教育標準時間認定  
イ 保育短時間認定 (満3歳以上)  
ウ 保育短時間認定 (満3歳未満)  
エ 保育標準時間認定 (満3歳以上)  
オ 保育標準時間認定 (満3歳未満)
  - 2 ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 市町村長裁所得割課税額 48,600円未満  
イ 市町村長裁所得割課税額 77,101円未満
  - 3 ③欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 平成28年度  
イ 平成29年度  
ウ 平成30年度  
エ 令和元年度 (①欄がア、イ、エの場合のみ)  
オ 令和2年度 (①欄がウ、オの場合のみ)
  - 4 ④欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。  
ア 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
イ 令和3年度下半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
ウ 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
エ 令和3年度下半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
オ 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
カ 令和3年度下半期 (①欄がウ、オの場合のみ)  
キ 令和3年度上半期 (①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例: 5人の児童に12カ月にかわって給付した場合60と記入。

現行

改正後

(略)

改正後

(略)

現行

II 特例型

精算提示額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③

(記入上の注意)

1. ①欄には内閣府から提示した金額を記入すること。
2. ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

1. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)  
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

現行

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

1. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

II. 一般分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

III. その他分

区分	対象経費の 実支出額①	国庫補助 基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当資金改善)	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

改正後

改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 327">別表2 5. 放課後児童健全育成事業(1)放課後児童健全育成事業(ア)開所日数250日以上～(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <div data-bbox="459 395 757 560" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="539 443 667 512">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 327">別表2 5. 放課後児童健全育成事業(1)放課後児童健全育成事業(ア)開所日数250日以上～(10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <div data-bbox="1473 395 1771 560" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1554 443 1682 512">(略)</p></div>



改正後	現行
<p data-bbox="103 236 1115 354">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="456 427 752 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="542 475 667 545">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 236 2134 354">別表2 6. 子育て短期支援事業～4. 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業ICT化推進事業(令和3年度補正予算分)</p> <div data-bbox="1473 427 1769 590" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1559 475 1684 545">(略)</p></div>